

くろまぐろ遊漁の管理について

令和8年2月
水産庁

I. 令和7年度における管理について

1. 採捕状況について

- 4月～翌1月における遊漁の機会について、昨年度は119日間、今年度は170日。また、4月～翌2月までの総採捕数量は、令和8年2月13日時点で58.8トン（残り3.3トン）。
- 他方、6、7月の採捕の積み上がりが予想以上に大きく、月の上限を大幅に超過したことから、遊漁専門部会の議論を経て9月以降の採捕上限を3トンに変更。9～11月の採捕数量の積み上がりは緩やかな状況。ただし、12月については、月の後半に採捕報告が増加し、月の採捕上限3トンを超過（28日から採捕禁止）。

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採捕上限	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン
採捕数量	6.2トン	4.4トン	12.6トン	12.8トン	2.8トン	0.8トン	2.2トン	1.6トン	3.9トン	4.3トン	7.2トン	—
採捕禁止期間	4/9～ 4/30	5/14～ 5/31	6/5～ 6/30	7/4～ 7/31	8/4～ 8/31	—	—	—	12/28 ～ 12/31	1/19 ～ 1/31	2/4 ～ 2/28	—
主な採捕海域	J3海域		J6、J7、J8海域		J1、J8 海域	J1海域		J1、J2 海域	J1、J3 海域	J1、J3 海域	J1、J2、 J3海域	—

（参考）令和6年度の採捕実績

時期	4～5月	6月	7月	8～9月	10～12月	1～3月
採捕上限	5トン	7トン	7トン	7トン	5トン	5トン (3.3トン)
採捕数量	8.2トン	8.8トン	10.2トン	4.9トン	4.3トン	1.6トン
採捕禁止期間	4/6～5/31	6/5～ 6/30	7/7～ 7/31	8/5～9/30	—	1/9～3/31
主な採捕海域	J3海域	J6、J7、 J8海域	J7、J8 海域	J1、J8海域	J1海域	J1海域

2. 委員会指示違反への対応について

○ 令和8年2月13日時点で計20件の裏付け命令を発出（令和6年度の裏付け命令発出実績は計11件）。

違反時期	違反海域	使用船舶	違反内容
令和7年4月	福島県いわき市中之作港沖	PB	小型魚の採捕
令和7年6月	京都府経ヶ岬沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	富山県魚津沖	PB	小型魚の採捕
		PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	<ul style="list-style-type: none"> ・小型魚の採捕 ・採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	<ul style="list-style-type: none"> ・小型魚の採捕 ・大型魚の保持数制限 ・採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	新潟県新潟港（東港区）沖	PB	小型魚の採捕
	石川県小木港南方沖	遊漁船	小型魚の採捕
令和7年7月	新潟県佐渡島東方沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	長崎県吉岐島北西海域	遊漁船	採捕未報告
令和7年8月	北海道ウト口港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	島根県浜田港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	北海道網走沖	遊漁船	<ul style="list-style-type: none"> ・採捕報告期限の超過 ・必要書類の未提出
令和7年9月	北海道釧路港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
令和7年10月	富山県魚津沖	SUP	小型魚の採捕
	大分県別府湾沖	遊漁船	小型魚の採捕
	青森県竜飛崎沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
令和7年11月	北海道勇払沖	PB	採捕報告期限の超過
	静岡県沼津市戸田付近	陸釣り	小型魚の採捕
令和8年2月	東京都大島沖	PB	採捕報告期限の超過

Ⅱ. 令和8年度における管理について

- 令和8年1月22日（木）に、くろまぐろ遊漁専門部会第6回合同会議を開催し、令和8年度における管理について議論を行い、以下の内容で合意。広域漁業調整委員会指示に基づき、今後、広域漁業調整委員会会長が別に定める予定。

	令和7年度（現行）	令和8年度（見直し）
採捕上限の設定	<ul style="list-style-type: none"> 毎月均等に設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月均等に設定。 令和7年度の余剰分は各月に均等配分。 月毎の採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌々月の採捕数量から均等に差し引く。
大型魚のバッグリミット（保有制限）	1人1月1尾まで	1人各期間1尾まで ※ 各期間：4月から始めて2か月間ごと

※ その他の現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直しはなし。

【令和8年度の管理の考え方の例】

単位：トン

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕数量	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
採捕実績	5	5	12.2									
超過数量	—	—	+7									
調整後採捕数量				5.2	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4

※1 バッグリミットはオレンジ枠内で1人1尾まで。

※2 令和7年度の余剰分が3.5トンだった場合の各月配分量：3.5トン÷12か月＝約0.2トン（※ 小数点第2位以下は切り捨て）

※3 6月に7トンの超過があった場合の8月以降の各月差し引き数量：7トン÷8か月＝約0.8トン（※ 小数点第2位以下は切り捨て）

Ⅲ. 届出制に関する状況について

1. 届出状況について

- 令和8年4月1日から導入されるくろまぐろ遊漁に関する届出について、令和8年1月1日から受付を開始。
- 令和8年2月13日時点における届出の件数は、計4,313件（対象者間の重複を含む）。それぞれの届出件数は以下のとおり。

対象者	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に		
	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする 遊漁者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする 遊漁船業者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする 遊漁船以外の船舶 （プレジャーボート等） 運航者 <small>※遊漁船：遊漁船業の用に供する船舶</small>
届出件数	3,457件	902件	1,399件
海域ごとの届出件数	太平洋：1,681件	太平洋：379件	太平洋：521件
	日本海・九州西：2,696件	日本海・九州西：589件	日本海・九州西：1,032件
	瀬戸内海：177件	瀬戸内海：15件	瀬戸内海：23件
届出期間	令和8年1月1日（木）から最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の1営業日前まで	令和8年1月1日（木）から令和8年3月20日（金）まで	

※ 届出は者ごと、船舶ごと、海域ごとに行うため、対象者及びそれぞれの海域での重複を含む。

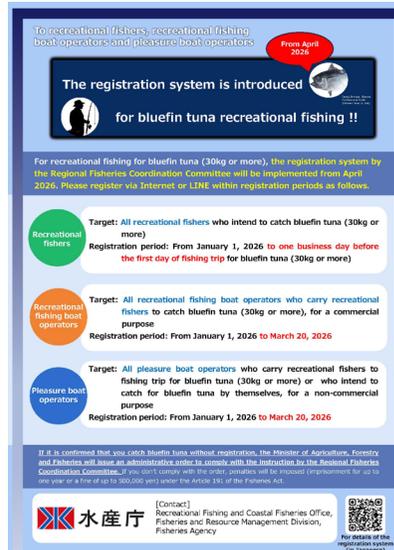
2. 届出制に関する周知状況について

○ 令和8年4月1日から導入される届出制について、ポスター及びチラシを作成し、周知活動を実施。

広報媒体	実績
説明会	全国向けに計9回（予定）、遊漁船業者向けに計2回実施。
SNS	農水省X、水産庁Facebook、水産庁Instagramにおいて複数回投稿。
ラジオ（杉浦太陽・村上佳菜子日曜まなびより）	令和8年1月4日（日）にTOKYO FMほかで放送。政府広報オンラインにおいてアーカイブ配信中（令和9年3月31日まで）。農水省Xでも当該放送に関する投稿をポスト。
Smartnewsバナー広告	令和7年12月15日（月）～12月28日（日）の期間中掲載。
新聞	水産関係の業界紙において掲載。遊漁関係の業界紙において掲載。
ポスター・チラシの配布	約400か所に、ポスター約2,800枚、チラシ約37,000枚を配布。
イベントへの参加	釣りフェス2026 in Yokohama及びフィッシングショー-OSAKA2026においてポスターを掲示、チラシを配布、シンポジウムに参加。



ポスター



チラシ

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の一部改正について

当委員会では、遊漁者による太平洋くろまぐろの採捕の管理を行うため、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号（以下「指示第 48 号」という。）を發出して、遊漁による太平洋くろまぐろの採捕の管理を実施してきたところであるが、次の理由により、当該指示第 48 号を一部改正する指示として、資料 1 - 3 の（案）により瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 53 号を發出するとともに、

- ・資料 1 - 5 の（案）により、太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕数量に関する運用方針
- ・資料 1 - 6 の（案）により太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の禁止に関する運用方針

の決定を行う。

1. 改正内容及び理由

(1) 指示第 48 号の三に定める遊漁者が採捕可能なくろまぐろ（大型魚）の採捕数量

指示 48 号に基づき、遊漁による太平洋くろまぐろ（大型魚）の採捕は、1 人 1 月 1 尾までであったが、令和 8 年 1 月に開催された、太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会合同会議において、指示第 48 号の三に定める遊漁者が採捕可能なくろまぐろ（大型魚）の採捕数量を、1 人 1 月 1 尾から 1 人各期間 1 尾までに変更することで合意したことから、変更を行うもの。

各期間の設定は以下のとおり。

- ア 四月及び五月
- イ 六月及び七月
- ウ 八月及び九月
- エ 十月及び十一月
- オ 十二月及び一月
- カ 二月及び三月

2. 施行日

令和 8 年 4 月 1 日とする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号（案）

改正

令和七年 十一月十四日瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十一号

改正

令和八年 三月五日瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

一 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - (一) 漁業者が漁業を営む場合
 - (二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - (三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- 2 「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。
- 3 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- 4 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。
- 5 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

二 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

ない。

三 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

1 遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ（大型魚）を、次に掲げる期間ごとに、一人一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(一) 四月及び五月

(二) 六月及び七月

(三) 八月及び九月

(四) 十月及び十一月

(五) 十二月及び一月

(六) 二月及び三月

2 瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

3 遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

四 報告

1 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

(一) 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）

(三) 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）

(四) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所

(五) 採捕した海域

(六) 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号

(七) 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号

(八) 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。）

2 1の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

五 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

六 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

附 則（瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十一号）

- 1 この指示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この指示の施行の前日に採捕されたくろまぐろ（大型魚）に関する改正前の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号の4の(1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

附 則（瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十三号）

- 1 この指示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この指示の施行前に漁業法第二百一十一条第四項において読み替えて準用する同法第二百一十条第十一項の規定により命ぜられた事項については、この指示による改正後の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号の三の1の規定にかかわらず、改正前の三の1の規定を適用する。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第48号 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	改 正 前
<p>一 定義</p> <p>この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> (一) 漁業者が漁業を営む場合 (二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合 (三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合 2 「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。 3 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。 4 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。 5 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。 	<p>一 定義</p> <p>この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であって、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> (一) 漁業者が漁業を営む場合 (二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合 (三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合 2 「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。 3 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。 4 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。 5 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。
<p>二 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限</p> <p>遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。</p>	<p>二 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限</p> <p>遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。</p>
<p>三 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ（大型魚）を、<u>次に掲げる期間ごとに</u>、一人一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (一) <u>四月及び五月</u> (二) <u>六月及び七月</u> (三) <u>八月及び九月</u> (四) <u>十月及び十一月</u> (五) <u>十二月及び一月</u> (六) <u>二月及び三月</u> 2 瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。 3 遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。 	<p>三 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人<u>毎月</u>一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。 2 瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。 3 遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。
<p>四 報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (一) 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス (二) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。） (三) 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。） (四) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所 (五) 採捕した海域 (六) 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号 (七) 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号 	<p>四 報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (一) 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス (二) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。） (三) 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。） (四) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所 (五) 採捕した海域 (六) 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号 (七) 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号

<p>(ハ) 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の八、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の八及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の八に基づき交付される番号をいう。）</p> <p>2 1の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。</p>	<p>(ハ) 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の八、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の八及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の八に基づき交付される番号をいう。）</p> <p>2 1の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。</p>
<p>五 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。</p>	<p>五 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。</p>
<p>六 その他 この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。</p>	<p>六 その他 この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。</p>

附 則（瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第51号）

- 1 この指示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この指示の施行の日前に採捕されたくろまぐろ（大型魚）に関する改正前の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号の4の(1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

附 則（瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第53号）

- 1 この指示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この指示の施行前に漁業法第二百一十條第四項において読み替えて準用する同法第二百一十條第十一項の規定により命ぜられた事項については、この指示による改正後の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号の三の1の規定にかかわらず、改正前の三の1の規定を適用する。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕数量に関する運用方針（案）

令和 8 年 4 月 1 日

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号及び瀬戸内海広域漁業調整委員会第 48 号（以下「指示」という。）に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の適正な管理のため、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕数量に関する運用方針について、以下のとおり定める。

1 基本的な配分

各月 5 トンとする。なお、前年度の採捕数量に余剰がある場合は、当該余剰分の数量を月数で除した数量について月ごとにそれぞれ上乘せする。

2 配分後の数量の取扱い

上記 1 により定めた月ごとの数量を当該月の採捕数量が超えた場合、その超過分の数量を、超過した月の翌々月から指示で定める有効期間の満了日が属する月までの月数で除した数量について、超過した月の翌々月以降の数量からそれぞれ差し引く。この場合、月ごとの数量について変更があった旨、速やかに水産庁のホームページで掲載する。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の禁止に関する運用方針（案）

令和 8 年 4 月 1 日

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号（以下「指示」という。）に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の適正な管理のため、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の禁止に関する運用方針について、以下のとおり定める。

1 採捕の禁止の判断

指示における太平洋広域漁業調整委員会会長が認める「太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあるとき」、日本海・九州西広域漁業調整委員会会長が認める「日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあるとき」及び瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が認める「瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあるとき」は、当該月に日本全域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕数量が「太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕数量に関する運用方針」（令和 8 年 4 月 1 日付け施行）で定める月別の数量を超えるおそれがある場合とする。

2 採捕の禁止の期間

指示の規定に基づくくろまぐろ（大型魚）の採捕の禁止の期間は、原則、公示日が属する月の末日までとする。